

第27回都市経営会議 平成25年(2013年)2月12日(火)開催

議題1 宝塚市災害時要援護者支援指針(案)の策定について

【提案】 都市安全部

国において、平成18年(2006年)3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示されたことを受け、平成18年度(2006年度)に市内に災害時要援護者支援策検討委員会を設置し、災害時における要援護者の安否確認や避難支援を迅速かつ的確に行うための仕組みづくりを検討してきた。

今般、宝塚市災害時要援護者支援指針(案)の策定に関し、宝塚市パブリックコメント条例の規定に基づき、市民の意見を求めるにあたり、指針(案)を都市経営会議に提案する。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 支援者としてあがっている自治会等とは協議ができているのか。
- ・ 平成21年度にモデル的に4自治会の協力を得て実施している。その際、連合自治会にも説明を行っているが、この指針をまとめるにあたり、再度、連合会と協議を行い、手上げ方式にならざるを得ないという点については理解をいただいている。
- ・ 平成18年度(2006年度)に設置された検討委員会は任意のものか。また、個人情報保護審議会に諮ったということであるが、その際修正等があったのか。また以前に、支援者側でなく支援を受ける側が「手上げ」を行う方式で取り組んでいた近隣市があった。支援者の手上げと対象者の登録の同意はどちらが先となるのか。
- ・ 対象者に関する情報は市にしかない。そのため順番的には、自治会等地域から「手上げ」を行っていただき、その地域の対象者に対して、市が同意の確認を行うこととなる。そして、同意を受けて名簿の開示を行うこととなる。
- ・ 個人情報保護審議会では、災害時に要援護者に限ってという前提のもと、特定の個人情報を自治会等に開示できるかということについて審議された。議論はあったが、災害時という特殊な状況下では、情報がなければ要援護者の生命や財産に大きな影響を及ぼすということから、モデル的に取り組むことについて了解を得た。その際、開示された情報が適切に管理されているかについてモニタリングを行い、報告することとされたため、今回、指針の作成あたって、4地区での状況を報告することとしている。その上で、モデルとなった4地区と同様な取り組みを、本格的に全市的に実施していくことができるかについて審議いただくこととしている。
- ・ 検討委員会は、平成18年度に、当時の危機管理の担当室長を委員長として、他に12名の委員を加え設立された。委員には、社会福祉協議会事務局長、ボランティアセンター所長も加わっている。
- ・ 「手上げ」という表現は要援護者となる対象者に対して使うことが多い。支援者のキ

一となる自治会等に対して「手上げ」という表現を使ってパブリックコメントを行うことに不都合はないか。「協力」や「支援」などの表現のほうが適切ではないか。

- ・ 「協力」という表現の場合、どういう協力の仕方があるのかといったことがあるので、支援を申し出てもらうということから「手上げ」という表現にしている。この表現が適切であるのかについては、パブリックコメントの中でも意見を求めたい。また、自治会連合会等へ説明を行う中でも、表現が不適切ではないかというような意見があった場合には対応したい。
- ・ 地域といっても、自治会、民生委員、児童委員などがある。「手上げ」の際には、地区ごとにそうした団体が集まって「手上げ」を行うかどうかを決定することになると思うが、行政として、そうした席で説明を行うなどの予定はあるのか。
- ・ 組織として取り組んでいただく場合に説明を求められれば、伺いたい。
- ・ 対象者が支援を受けたいと考えた時には、どこへ申し出るのか。
- ・ 指針では市に申し出てもらうこととしている。
- ・ 要援護者からは支援の希望が全市的に出てくることが考えられるが、支援者は全市的に「手上げ」をしてくれるとは限らない。地域によって差がつくこともあり得る。支援の希望があっても受け皿がなければ、市で名簿を管理し、引き続き市で対応することを考えなければならない。そのため、マニュアルを作成するということであるが、具体的な対応については、改めて都市経営会議の席で説明願いたい。
- ・ 検討委員会ではマニュアルについても議論される予定である。案がまとまれば、都市経営会議に報告し、意見を求めたい。

議題2 観光集客戦略策定の流れについて（報告）

【提案】 産業文化部

平成25年（2013年）1月28日（月）開催の第24回都市経営会議で審議された案件に関し、会議での指摘事項等を踏まえ、観光集客戦略策定の流れを整理したので報告する。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ アクションチームは観光集客戦略の具体化に向けて検討することになっているが、戦略はいつ作成されるのか。2月にアクションチームが設置されるが、この段階では戦略ができていないのではないか。
- ・ 3月末を目処に戦略案を作成していくが、現在研究会等で検討中である。戦略ができた後に具体化していくことになるが、アクションチームには、可能な限り現段階から研究会等での議論を聞いてもらいたいと考えている。
- ・ 計画を推進していくのはだれなのか。アクションチームが推進することになるとしか読めない。観光企画課が戦略をまとめ、アクションチームがそれを具体化していくこ

とになるが、全庁的な取り組みにはなるが、全市に広がる戦略となりえるのか。

- ・ 今回の戦略は長期間にわたる取り組みを考えているものではなく、トリプル周年を挟んだ数年間にどんなことを官民でできるかを検討している。戦略の最終形を考える際に、どういう実施主体で展開していくかについても検討し、まとめていきたい。
- ・ 戦略は観光企画課が策定するとなっているが、市が策定するものではないのか。また、庁内で作るアクションチームが、費用対効果の観点や他事業との整合を図りながら具体化に向けて検討するとなっている。具体化の検討は市の担当者だけで検討しているいろいろな団体に実行してもらえるのか。市として戦略をとりまとめて、官は官、民は民で実施できることをしていくということもしなければ、事業主体に民間が入らないのかというようなことになってしまう。市の施策としてきちっと位置づけ、広がりのある取り組みを官民上げて実施していくという説明のほうが望ましい。
- ・ 観光協会、商工会議所、商店連合会などと一緒に市が参加し、一緒に担う形を採るほうがよいのではないか。それぞれの役割の中で協力し合うようにするべきではないか。
- ・ 今後、実施体制も含め、市だけでやるようなことにならないよう、検討したい。
- ・ 平成25年度の4月から8月までをかけて戦略を作成することとなっている。報告書をもって、それを基にアクションチームが費用対効果の観点から即事業化に対応し、できることからやっていく。なおかつ、民間に任せることは任す。スピーディに対応していくことで効果を上げていくということが本来の目的ではないか。現状では、戦略を作成すること自体が目的となっていないか。形にこだわらず、研究会の報告書を受けて、実戦部隊として、アクションチームを考えればよいのではないか。
- ・ 今まで、観光に関してはビジョンがないなどあいまいな状況であった。このビジョンを作成しても絵に描いたもちになるようなことがないようにしたい。報告書を受けて、できることから強く推進していきたい。
- ・ 前回議案としていた、都市経営会議の下部組織として観光集客策定チームを位置づけることについては、審議未了として取り下げ、その上で内部の組織で検討していくということであったが、市民団体等と一緒に取り組まなければ広がりを持たないということなど、多数の課題が指摘された。本日の内容は全体を是とするものではなく、戦略の内容については、今後も都市経営会議への報告が必要である。そして、その際には、どうやって戦略を具体化していくかなど、本日の意見を踏まえた修正を加えながら進めていくこととする。

議題3 平成24年度補正予算について

【提案】 企画経営部

平成25年第1回定例会に、平成24年度一般会計及び特別会計（国民健康保険事業費外3会計）の予算案を提出する。

【結果】 承認

【質疑等】 特になし

議題4 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 市民交流部

平成25年(2013年)7月1日から乳幼児等の外来の医療費助成の対象年齢を拡大することに伴い、「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」の一部を改正し、所要の整備を図る。

【結果】 承認

【質疑等】 特になし

議題5 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 都市整備部

都市の低炭素化の促進に関する法律が平成24年(2012年)9月に公布され、同年12月4日に施行されたことから、同法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定に係る手数料を制定するため条例の改正を行う。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 特になし

議題6 宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 都市整備部

平成23年(2011年)5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による関係法令等の改正に伴い、宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 国の示す基準を参酌し、現行と同じ基準を条例で定めようとしていることは理解できるが、地方分権一括法の趣旨からは、地域の独自性を踏まえた上で、本市としてどのような施策を展開していくかという自主的な判断が求められる。その際には、市としての判断を説明できるように対応願いたい。

議題7 宝塚市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 社会教育部

平成25年度（2013年度）中に宝塚市立売布北グラウンドの供用開始を行うため、宝塚市立スポーツセンター条例について、所要の改正を行う。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 公共施設の名称は当該施設の所在地の住居表示から採用することが多いが、今回は違うのか。
- ・ その地域の総称として売布北という名称を採用している。
- ・ 当該施設が、都市計画公園である売布北公園内に設置されることの方が、理由として適切である。
- ・ 平成25年（2013年）6月市議会において、（公財）宝塚市スポーツ振興公社を非公募で選定し、指定管理者として市議会へ提案する予定としているということであるが、平成26年度（2014年度）以降は、改めて公募により指定管理者を選定する予定なのか。
- ・ 平成26年度（2014年度）以降のことについては、これから検討していく。